

民法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるものとする規定を追加すること。

(附則第二項関係)